

2014 9/17
**相続の
 いるは**
 税が変わる ④

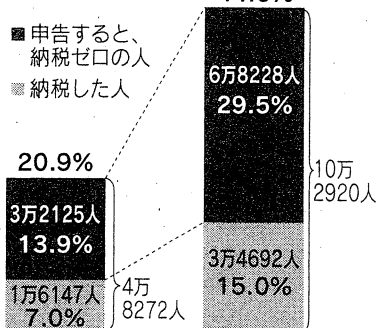
マイホームはサラリーマンの夢。できれば通勤に便利な場所に建てたいと思うのが人情だ。だが、東京、大阪、地方の大都市やその周辺の住宅を相続する子の負担は来年1月以降、確実に増す。相続税の基礎控除と呼ばれる非課税枠は相続人が1人の場合で3600

大都市圏の住宅、子に負担

万円に、2人の場合で4200万円に4割カットされる。相続財産がその枠を上回り、税務署に申告しなければならぬ人の数は大幅に増える。税理士法人レガシィによれば、相続税の対象は首都圏では死亡件数の7%から15%に、東京では9%から18・9%に増える。全国ベースでは4%から6%になるとされるので、大都市圏での影響の大きさがわかる。一方で注目したいのは申告すれば負担がゼロになる人も多いこと。基礎

2人に1人 要申告に

**基礎控除縮小の影響は大きい
 (首都圏の場合) 44.5%**



現在 15年1月以降
 (注)レガシィまとめ、東京国税局管内(東京都、神奈川県、千葉県、山梨県)。亡くなる方を2010年と同数として試算

控除の縮小ではほぼ2人に1人の申告が必要になることもある。死亡届が出見通しだが、親との同居を条件とした小規模宅地の特例などを使えば6割の人は負担がなくなる。逆に、申告を怠れば延滞税や加算税が課される。署の目から逃れるのは難しい。(随時掲載)

レガシィまとめ、東京国税局管内(東京都、神奈川県、千葉県、山梨県)。亡くなる方を2010年と同数として試算